

○農林水産省告示第千三百九十五号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（平成二十六年法律第八十四号）第三条第二項の規定に基づき、農林水産大臣が定める農林水産物等の区分等を次のように定める。

平成二十七年五月二十九日

農林水産大臣 林 芳正

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第三条第二項の農林水産大臣が定める農林水産物等の区分は、次の表の上欄に掲げる区分とし、各区分に属する農林水産物等は、同表の下欄に掲げる農林水産物等とする。

農林水産物等の区分	区分に属する農林水産物等
第一類 穀物類	一 米穀 玄米、精米 二 麦類 小麦、大麦、はだか麦、ライ麦、えん麦

<p>三 雑穀</p> <p>とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他雑穀</p> <p>四 豆類（種子用及び未成熟のものを除く。）</p> <p>大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他豆類</p> <p>五 第一号から前号までに掲げるもの以外の穀物類</p>	<p>第二類 野菜類</p>
<p>一 根菜類</p> <p>だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、れんこん、馬鈴 しよ、さといも、やまのいも、その他根菜類</p> <p>二 葉茎菜類</p> <p>はくさい、こまつな、キャベツ類、ちんげんさい、ほ うれんそう、ふき、みつば、しゅんぎく、みずな、セル</p>	

---

リー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、レタス類、ねぎ、にら、たまねぎ、にんにく、らっきょう、その他葉茎菜類

### 三 果菜類

きゅうり、かぼちや、なす、トマト、ピーマン、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、グリーンピース、そらまめ、えだまめ、その他果菜類

### 四 香辛野菜及びつまもの類

わさび、しょうが、その他香辛野菜及びつまもの類

### 五 きのこと類

生しいたけ、まつたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、しろたもぎたけ、その他きのこ類

### 六 山菜類

---

	<p>第三類 果実類</p>
<p>八 第一号から前号までに掲げるもの以外の野菜</p> <p>七 果実的野菜</p> <p>いちご、メロン、すいか、その他果実的野菜</p> <p>わらび、ぜんまい、その他山菜類</p>	<p>一 かんきつ類</p> <p>うんしゅうみかん、中晩かん、グレープフルーツ、オレンジ、ゆず、その他かんきつ類</p> <p>二 仁果類</p> <p>りんご、なし、かき、びわ、その他仁果類</p> <p>三 核果類</p> <p>もも、すもも、おうとう、うめ、その他核果類</p> <p>四 しょう果類</p> <p>ぶどう、いちじく、すぐり類、その他しょう果類</p>

	<p>第四類 その他農産物類（工芸農作物を含む。）</p>
<p>五 堅果類</p> <p>くり、くるみ、ぎんなん、アーモンド、その他堅果類</p> <p>六 熱帯性及び亜熱帯性果実</p> <p>パイナップル、バナナ、マンゴー、アボカド、その他熱帯性及び亜熱帯性果実</p> <p>七 第一号から前号までに掲げるもの以外の果実</p> <p>キウイフルーツ、その他第一号から前号までに掲げるもの以外の果実</p>	<p>一 糖料作物</p> <p>砂糖きび、てんさい、砂糖もろこし、その他糖料作物</p> <p>二 未加工飲料作物</p> <p>茶葉（生のもの）、コーヒー豆（生のもの）、カカオ豆（生のもの）、その他未加工飲料作物</p>

---

三 香辛料原料作物

とうがらし、からし、桂皮、サフラン、ナツメグ、その他香辛料原料作物

四 油脂用の種実、堅果、種核等

なたね、ごま、えごま、あまに、油ぎり実、つばき実、はぜ実、オリーブ種子、その他油脂用の種実、堅果、種核等

五 薬用作物

ウコン、しゃくやく、とうき、みぶよもぎ、薬用いんじん、その他薬用作物（医薬品を除く。）

六 香料用作物

はっか、ラベンダー、レモングラス、その他香料作物

---

---

七 染料用作物

あい、あかね、紅花、マングローブバーク、その他染料用作物

八 繊維用作物

(一) じんぴ繊維用作物

亜麻、黄麻、その他じんぴ繊維用作物

(二) 製紙じんぴ繊維用作物

がんぴ、みつまた、こうぞ、その他製紙じんぴ繊維

用作物

(三) 雑繊維用作物

いぐさ、七島い、あし、へちま、その他雑繊維用作

物

九 葉たばこ

---

	<p>第五類 食用に供される畜産動物類</p>
<p>乾燥葉たばこ、葉巻用葉たばこ、オリエント葉たばこ、くず葉たばこ、その他葉たばこ</p> <p>十 第一号から前号までに掲げるもの以外のその他農産物</p> <p>ホップ、こんにやくいも、その他第一号から前号までに掲げるもの以外のその他農産物</p>	<p>一 牛 種牛、乳用牛、肉用牛</p> <p>二 馬</p> <p>三 めん羊</p> <p>四 やぎ</p> <p>五 豚</p> <p>六 家きん</p> <p>(一) 鶏</p>



	<p>第六類 生鮮肉類</p>
<p>種鶏、採卵鶏、肉用鶏</p> <p>(二) 七面鳥</p> <p>(三) あひる</p> <p>(四) がちょう</p> <p>(五) うずら</p> <p>(六) ほろほろ鳥</p> <p>七 第一号から前号までに掲げるもの以外の食用に供される畜産動物</p>	<p>一 牛肉</p> <p>二 豚肉及びいのしし肉</p> <p>三 馬肉</p> <p>四 めん羊肉</p> <p>五 やぎ肉</p>

<p>第九類 その他畜産物類</p>	<p>第八類 食用鳥卵類</p>	<p>第七類 乳類</p>	
<p>前三類に属するもの以外の畜産食品</p>	<p>一 鶏卵 二 あひるの卵 三 うずらの卵 四 前三号に掲げるもの以外の食用鳥卵</p>	<p>一 生乳 二 生やぎ乳 三 前二号に掲げるもの以外の乳</p>	<p>六 家きん肉 鶏肉、七面鳥の肉、その他家きん肉 七 第一号から前号までに掲げるもの以外の生鮮肉類 内臓肉、その他第一号から前号までに掲げるもの以外の生鮮肉類</p>

第十類 魚類

一 淡水産魚類

- (一) 陸封性さけ及びます類  
かわます、にじます、やまめ、いわな、その他陸封性さけ及びます類
- (二) あゆ類
- (三) わかさぎ
- (四) しらうお
- (五) こい及びふな類  
こい、ふな、うぐい、おいかわ
- (六) どじょう類
- (七) うなぎ
- (八) (一)から(七)までに掲げるもの以外の淡水産魚類  
かじか、なまず、はぜ類、その他(一)から(七)までに掲

---

げるもの以外の淡水産魚類

二 朔河性さけ及びます類

しろざけ、べにざけ、ぎんざけ、その他朔河性さけ及びます類

三 にしん及びいわし類

(一) にしん類

(二) いわし類

まいわし、かたくちいわし、しらす、きびなご、その他のいわし類

四 かつお、まぐろ及びさば類

(一) かつお類

(二) まぐろ類

くろまぐろ、びんなが、めばち、きわだ、その他ま

---

---

ぐる類

(三) かじき類

めかじき、まかじき、その他かじき類

(四) さば類

まさば、ごまさば、その他さば類

(五) (一)から(四)までに掲げるもの以外のかつお、まぐろ及

びさば類

さわら、たちうお、その他(一)から(四)までに掲げるもの以外のかつお、まぐろ及びさば類

五 あじ、ぶり及びびしいら類

(一) あじ類

まあじ、むろあじ類、しまあじ類、その他あじ類

(二) ぶり類

---

ぶり、かんぱち、ひらまさ

(三) しいら類

(四) いぼだい類

(五) まながつお類

(六) (一)から(五)までに掲げるもの以外にあじ、ぶり及びし

いら類

六 たら類

たら、すけとうだら、メルルーサ類、その他たら類

七 かれい及びひらめ類

(一) かれい類

あぶらがれい、まがれい、その他かれい類

(二) ひらめ類

八 すずき、たい及びにべ類

---

- 
- (一) たい類
- まだい、くろだ、さくらだ、その他たい類
- (二) すずき類
- すずき、いさき、いとよりだ、その他すずき類
- (三) にべ及びぐち類
- くろぐち、きぐち、その他にべ及びぐち類
- (四) かさご及びめばる類
- アラスカぬぬけ、きちじ、ぬぬけ類、あいなめ類、  
その他かさご及びめばる類
- 九 第一号から前号までに掲げるもの以外の魚類
- (一) さめ類
- よしきりざめ、しゅもくざめ、その他さめ類
- (二) えい類
-

<p>第十一類 貝類</p>	
<p>一 しじみ及びたにし類</p>	<p>(九) (八) (七) (六) (五) (四) (三)</p> <p>あかえい、その他えい類</p> <p>ぼら及びかます類</p> <p>さんま</p> <p>とびうお及びさより類</p> <p>ほっけ</p> <p>ほうぼう及びかながしら類</p> <p>いかなご</p> <p>(一)から(八)までに掲げるもの以外の魚類</p> <p>あなご及びはも類、ふぐ及びかわはぎ類、はたはた類、えそ類、にぎす類、きす類、あまだいら類、あんこ類、その他(一)から(八)までに掲げるもの以外の魚類(第一号から前号までに掲げるものを除く。)</p>



---

二 かき類

まがき、いたほがき、その他かき類

三 いたやがい類

ほたてがい、いたやがい、たいらぎ、その他いたやが

い類

四 あかがい及びもがい類

五 はまぐり及びあさり類

六 ばかがい類

ばかがい、しおふき、うばがい（ほつきがい）、みる

がい、その他ばかがい類

七 あわび類

あわび、とこぶし、その他あわび類

八 さざえ類

---

	<p>第十二類 其他水産動物類</p>
<p>九 第一号から前号までに掲げるもの以外の貝類      いがい類、まてがい類、とりがい類、はいがい、その他第一号から前号までに掲げるもの以外の貝類</p>	<p>一 いか類</p> <p>(一) ほたるいか類</p> <p>(二) するめいか類</p> <p>(三) やりいか類      やりいか、けんさきいか、あおりいか、その他やりいか類</p> <p>(四) こういか類      はりいか、まいか、その他こういか類</p> <p>(五) (一)から(四)までに掲げるもの以外のいか類      みみいか、ひめいか、その他(一)から(四)までに掲げる</p>

---

もの以外のいか類

二 たこ類

まだこ、いいだこ、みずだこ、その他たこ類

三 えび類（いせえび、うちわえび及びざりがに類を除く。）

(一) くるまえび類

くるまえび、ふとみぞえび、その他くるまえび類

(二) しばえび類

よしえび、しばえび、あかえび、その他しばえび類

(三) さくらえび類

てながえび類

(四) てながえび、すじえび、その他てながえび類

(五) 小えび類

---

---

ほっかいえび、てっぼうえび、ほっこくあかえび、

その他小えび類

(六) (一)から(五)までに掲げるもの以外のえび類

四 いせえび、うちわえび及びざりがに類

(一) いせえび類

いせえび、はこえび、その他いせえび類

(二) うちわえび類

(三) ざりがに類

五 かに類

(一) いばらがに類

たらばがに、はなさきがに、あぶらがに

(二) くもがに類

ずわいがに、たかあしがに

---

---

(三) わたりがに類

がざみ、いしがに、ひらつめがに、その他わたりがに類

(四) くりがに類

けがに、くりがに

(五) (一)から(四)までに掲げるもの以外のかに類

六 その他甲かく類

しゃこ類、あみ類、おきあみ類、その他甲かく類

七 うに及びなまこ類

(一) うに類

あかうに、むらさきうに、その他うに類

(二) なまこ類

なまこ、くろほしなまこ、その他なまこ類

---

<p>第十三類 海藻類</p>	
<p>八 第一号から前号までに掲げるもの以外の水産動物類</p> <p>(三) きんこ類</p> <p>(一) 食用がえる類</p> <p>うしがえる、とのさまがえる、その他食用がえる類</p> <p>(二) ほや類</p> <p>(三) くらげ</p> <p>(四) (一)から(三)までに掲げるもの以外の水産動物類(第一号から前号までに掲げるものを除く。)</p>	<p>一 こんぶ類</p> <p>まこんぶ、とろろこんぶ、かじめ、その他こんぶ類</p> <p>二 わかめ類</p> <p>三 のり類</p> <p>あまのり類、あおのり類</p>

<p>第十四類 粉類</p>	<p>四 あおさ類 あなあおさ、その他あおさ類</p> <p>五 寒天原草類 てんぐさ類、おごのり類、いぎす類、その他寒天原草類</p> <p>六 第一号から前号までに掲げるもの以外の海藻類 ひじき類、みる類、あいも類、ふくろのり類、もずく類、まつも類、その他第一号から前号までに掲げるもの以外の海藻類</p> <p>一 粉類 米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉（甘しよ粉）、調製穀粉、こんにやく粉、その他粉類</p> <p>二 でん粉</p>
----------------	--

	<p>第十五類 穀物類加工品類</p>
<p>三 前二号に掲げるもの以外の粉類</p> <p>小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しよでん粉、馬鈴しよでん粉、タピオカでん粉（マニオカでん粉及びキヤッサバでん粉）、サゴでん粉、その他でん粉</p>	<p>一 めん類</p> <p>(一) 生めん類</p> <p>うどん類、日本そば類、中華めん類</p> <p>(二) 乾めん類</p> <p>うどん類、日本そば類、そうめん類、中華めん類</p> <p>(三) 即席めん類</p> <p>中華めん類、和風めん類、欧風めん類、スナツクめん類</p> <p>(四) マカロニ類</p>



- 
- マカロニ、スパゲッティ、その他マカロニ類
- (五) (一)から(四)までに掲げるもの以外のめん類
- 二 パン類
- 食パン、菓子パン、イーストドーナッツ、調理パン、  
その他パン類
- 三 アルファア化穀類（オートミール及びアルファア化米  
を除く。）
- 四 米加工品（米菓及び米飯類を除く。）
- アルファア化米、もち、その他米加工品
- 五 麦加工品
- 精麦、麦芽、麦芽抽出物、その他麦加工品
- 六 オートミール
- 七 パン粉
-

	<p>第十六類 豆類調製品類</p>
<p>八 麩</p> <p>九 第一号から前号までに掲げるもの以外の穀物類加工品類</p>	<p>一 あん 生あん、練りあん、乾燥あん</p> <p>二 煮豆 ゆであずき、おたふく豆、豆きんとん、その他煮豆</p> <p>三 豆腐及び油揚げ類 木綿豆腐、絹ごし豆腐、ソフト豆腐、充てん豆腐、焼き豆腐、油揚げ、生揚げ、がんもどき</p> <p>四 ゆば</p> <p>五 凍豆腐</p> <p>六 納豆</p>

	<p>第十七類 野菜加工品類</p>
<p>七 きなこ</p> <p>八 ピーナッツ製品（落花生油を除く。）</p> <p>ピーナッツバター、バターピーナッツ、いりさや落花生、いり落花生、その他ピーナッツ製品（落下生油を除く。）</p> <p>九 いり豆類（落花生を除く。）</p> <p>十 第一号から前号までに掲げるもの以外の豆類調製品</p>	<p>一 野菜缶及び瓶詰</p> <p>たけのこ缶及び瓶詰、アスパラガス缶及び瓶詰、スイートコーン缶及び瓶詰、山菜類缶及び瓶詰、トマト缶及び瓶詰、きのこ類缶及び瓶詰、その他野菜缶及び瓶詰</p> <p>二 塩蔵野菜（野菜漬物を除く。）</p> <p>塩蔵きゅうり、塩蔵だいこん、塩蔵しょうが、塩蔵ら</p>

---

つきよう、その他塩蔵野菜（野菜漬物を除く。）

三 野菜漬物

- (一) ぬか漬け
- たくあん漬け、ぬかみそ漬け
- (二) 醤油漬け
- 福神漬け、割干漬け、その他醤油漬け
- (三) 粕漬け
- わさび漬け、山海漬け、その他粕漬け
- (四) 酢漬け
- 味付らつきよう漬け、生姜漬け、その他酢漬け
- (五) 塩漬け
- 高菜漬け、花漬け、壺漬け、その他塩漬け
- (六) 味噌漬け

---

(七) からし漬け

(八) こうじ漬け

(九) (一)から(八)までに掲げるもの以外の野菜漬物

浅漬け、その他(一)から(八)までに掲げるもの以外の野

菜漬物

#### 四 野菜冷凍食品

さといも、にんじん、ごぼう、ほうれんそう、カリフ

ラワー、れんこん、ポテトフライ、ボイルポテト、混合

野菜、その他野菜冷凍食品

#### 五 乾燥野菜

(一) フレーク及びパウダー

たまねぎ、にんにく、ねぎ、その他フレーク及びパ

ウダー

---

- 
- (二) スイートコーン
- (三) かんぴょう
- (四) だいこん
- (五) 干しだいこん、割干だいこん、切干だいこん  
山菜類
- (六) ぜんまい、わらび、その他山菜類  
乾燥きのこ類
- (七) しいたけ、きくらげ、その他乾燥きのこ類  
(一)から(六)までに掲げるもの以外の乾燥野菜  
かんしよ蒸し切干、かんしよ生切干、いもがら、そ  
の他(一)から(六)までに掲げるもの以外の乾燥野菜
- 六 カット野菜
- 七 野菜つくだ煮
-

	<p>第十八類 果実加工品類</p>
<p>八 その他第一号から前号までに掲げるもの以外の野菜加工品</p> <p>工品</p> <p>メンマ、オニオンエキス、その他第一号から前号までに掲げるもの以外の野菜加工品</p>	<p>一 果実缶及び瓶詰</p> <p>柑橘缶及び瓶詰、もも缶及び瓶詰、くり缶及び瓶詰、混合果実缶及び瓶詰、その他果実缶及び瓶詰</p> <p>二 果実飲料原料</p> <p>濃縮果汁、天然果汁、フルーツピューレ、その他果実飲料原料</p> <p>三 ジャム、マーマレード及び果実バター</p> <p>いちごジャム、りんごジャム、あんずジャム、いちじくジャム、マーマレード、その他ジャム、マーマレード</p>

<p>及び果実バター</p> <p>四 果実漬物</p> <p>梅干し、梅漬け、その他果実漬物</p> <p>五 乾燥果実</p> <p>干柿、干しぶどう、干しバナナ、その他乾燥果実</p> <p>六 果実冷凍食品</p> <p>みかん、もも、りんご、さくらんぼ、その他果実冷凍食品</p> <p>七 その他第一号から前号までに掲げるもの以外の果実加工品</p>	<p>第十九類 その他農産加工品類</p>
<p>一 こんにゃく</p> <p>二 糖蜜</p> <p>精製糖蜜、甘しよ糖蜜、てんさい糖蜜、その他糖蜜</p>	



	<p>第二十類 食肉製品類</p>
<p>三 茶の製品</p> <p>茶を原料又は材料とする調製品、その他茶の製品（他類に属するものを除く。）</p> <p>四 ココアの製品</p> <p>カカオマス、カカオ脂、その他ココアの製品（他類に属するものを除く。）</p> <p>五 第一号から前号までに掲げるもの以外の農産加工品（第十五類から前類までに掲げられているものを除く。）</p>	<p>一 加工食肉製品</p> <p>ハム類、ソーセージ類、ベーコン</p> <p>二 鳥獣肉の缶及び瓶詰</p> <p>(一) 牛肉缶及び瓶詰</p> <p>コンビーフ缶及び瓶詰、その他牛肉缶及び瓶詰</p>

(二) 豚肉缶及び瓶詰

ハム缶及び瓶詰、ソーセージ缶及び瓶詰、ベーコン  
缶及び瓶詰、ランチョンミート缶及び瓶詰、その他豚  
肉缶及び瓶詰

(三) 鶏肉缶及び瓶詰

(四) (一)から(三)までに掲げるもの以外の鳥獣肉の缶及び瓶  
詰

三 鳥獣肉冷凍食品

牛肉冷凍食品、豚肉冷凍食品、羊肉冷凍食品、鳥肉冷  
凍食品、その他鳥獣肉冷凍食品

四 前三号に掲げるもの以外の肉製品

合挽肉、佃煮肉、粕漬け肉、味噌漬け肉、ペーस्ट類  
、その他前三号に掲げるもの以外の食肉製品

---

第二十一類 酪農製品類

---

一 液状のミルク及びクリーム

牛乳、加工乳、脱脂乳、クリーム、ホエイ、バターミルク、乳飲料、その他液状のミルク及びクリーム

二 練乳及び濃縮乳

加糖練乳、濃縮乳、無糖練乳、脱脂加糖練乳、その他練乳及び濃縮乳

三 粉乳

全粉乳、加糖粉乳、調製粉乳、脱脂粉乳、ホエイパウダー、バターミルクパウダー、その他粉乳

四 発酵乳及び乳酸菌飲料

発酵乳、乳酸菌飲料

五 バター

無塩バター、加塩バター、バターオイル、その他バター

---

<p>第二十二類 加工卵製品類</p>	
<p>一 鶏卵の加工製品 (一) 液鶏卵</p>	<p>六 チーズ及びビカード ナチュラルチーズ、プロセスチーズ、その他チーズ及びビカード</p> <p>七 アイスクリーム類 アイスクリーム、アイスマルク、ラクトアイス、その他アイスクリーム類</p> <p>八 乳糖、ガゼイン及び調製品 乳糖、ココア調製品（乳成分を含む。）、調製バター、ガゼイン類、その他酪農製品</p> <p>九 第一号から前号までに掲げるもの以外の酪農製品</p>

<p>第二十三類 その他畜産加工品類</p>	
<p>第二十四類 加工魚介類</p>	<p>前三類に属するもの以外の畜産加工品</p> <p>一 素干魚介類</p> <p>みがきにしん、干かずのこ、素干いわし、干たら、さめひれ、するめ、その他素干魚介類</p> <p>二 塩干魚介類</p> <p>全液鶏卵、卵白液鶏卵、卵黄液鶏卵</p> <p>(二) 粉末鶏卵</p> <p>全粉鶏卵、卵白粉鶏卵、卵黄粉鶏卵</p> <p>(三) 鶏卵加工冷凍食品</p> <p>(四) (一)から(三)までに掲げるもの以外の鶏卵加工製品</p> <p>二 一に掲げるもの以外の加工卵製品</p> <p>あひるの卵の加工製品、うずらの卵の加工製品、その他一に掲げるもの以外の加工卵製品</p>

---

干にしん、干いわし、干さば、干あじ、干たら、干かれい、干さんま、干とびうお、その他塩干魚介類

三 煮干魚介類

煮干いわし類、煮干さば、煮干あじ、煮干こうなご、干貝柱、干あわび、煮干えび、干しなまこ、その他煮干魚介類

四 塩蔵魚介類

塩蔵にしん、塩蔵いわし、塩蔵さば、塩蔵たら、塩蔵さんま、塩蔵ほっけ、塩蔵さけ及びます、その他塩蔵魚介類

五 缶詰魚介類

あじ缶詰、かつお缶詰、さば缶詰、さんま缶詰、ぶり缶詰、まぐろ缶詰、いか缶詰、たこ缶詰、えび缶詰、か

---

---

に缶詰、貝類缶詰、その他缶詰魚介類

六 冷凍魚介類（冷凍食品を除く。）

(一) 冷凍魚

冷凍まぐろ、冷凍かつお、冷凍あじ、冷凍たら、その他冷凍魚介類（冷凍食品を除く。）

(二) 水産物冷凍食品（調理冷凍食品を除く。）

(ア) 魚類冷凍食品

丸もの、開き、ドレス、フィレー、切身、刺身、その他魚類冷凍食品

(イ) たこ類冷凍食品

冷凍たこ、煮だこ、味付だこ、酢だこ、洗だこ、その他たこ類冷凍食品

(ウ) いか類冷凍食品

---

---

冷凍いか類、丸いか、つぼぬきいか、ひらきいか、刺身いか、いか足、いかたんざく、その他いか類  
冷凍食品

(エ) 貝類冷凍食品

冷凍貝柱、ほたて貝柱、まつぶ貝、あわび、あさり生むき、とり貝、ばい貝、ほたて貝、かき、その他貝類冷凍食品

(オ) えび類冷凍食品

冷凍えび類、煮むきえび、むきえび、その他冷凍食品

(カ) かに類冷凍食品

冷凍かに、その他かに類冷凍食品

(キ) (ア)から(カ)までに掲げるもの以外の水産物冷凍食品

---



<p>第二十五類 加工海藻類</p>	<p>の他塩蔵魚介類</p> <p>七 練り製品</p> <p>蒸かまぼこ類、焼板かまぼこ類、ゆでかまぼこ、揚かまぼこ、特殊かまぼこ、魚肉ハム及びソーセージ類、その他練り製品</p> <p>八 第一号から前号までに掲げるもの以外の加工魚介類</p> <p>くん製魚介類、節類、削節類、塩辛製品、水産物佃煮、水産物漬物、調味加工品、その他第一号から前号までに掲げるもの以外の加工魚介類</p> <p>一 昆布</p> <p>元揃い昆布、折昆布、長切昆布、棒昆布、雑昆布</p> <p>二 こんぶ加工品</p> <p>おぼろ昆布、とろろ昆布、切り昆布、刻み昆布、青板</p>
--------------------	---

---

	昆布、昆布巻き、甘味昆布、昆布佃煮、その他昆布加工品
三	干のり
	黒のり、青のり、混のり、ばらのり
四	のり加工品
	焼のり、味付のり、のり佃煮
五	干わかめ類
	干わかめ、さらしわかめ、その他干わかめ類
六	干ひじき
	干ひじき、煮干ひじき
七	干あらめ
八	寒天
(一)	天然寒天

---

<p>第二十七類 調味料及びスープ類</p>	<p>第二十六類 その他水産加工品類</p>	
<p>一 食塩</p>	<p>前二類に属するもの以外の水産加工品</p>	<p>九 第一号から前号までに掲げるもの以外の加工海藻類</p> <p>(一) 塩蔵海藻</p> <p>塩わかめ、その他塩蔵海藻</p> <p>(二) 海藻類冷凍食品</p> <p>(三) 寒天干原草</p> <p>素干寒天原草、塩抜き寒天原草、さらし寒天原草、本ざらし寒天原草、その他寒天干原草</p> <p>(四) (一)から(三)までに掲げるもの以外の加工海藻類（第一号から前号までに掲げるものを除く。）</p> <p>(二) 工業寒天</p> <p>細寒天、角寒天、特殊寒天、その他天然寒天</p>

---

二 味噌

米味噌、豆味噌、麦味噌、調合味噌、その他味噌

三 しょうゆ

濃口しょうゆ、薄口しょうゆ、たまりしょうゆ、再仕込みしょうゆ、白しょうゆ、その他しょうゆ

四 ソース

(一) ウスターソース類

ウスターソース、中濃ソース、濃厚ソース、その他ウスターソース類

(二) ドレッシング

マヨネーズ、液状ドレッシング、その他ドレッシング

グ

(三) (一)及び(二)に掲げるもの以外のソース

---

---

五 食酢

(一) 醸造酢

米酢、かす酢、果実酢、その他醸造酢

(二) 合成酢

六 ケチャップ

トマトケチャップ、その他ケチャップ

七 砂糖

(一) 分蜜糖

(ア) 粗糖

(イ) 精製糖

上白糖、中白糖、三温糖、グラニュー糖、白ざら

糖、中ざら糖、液糖、その他精製糖

(ウ) ビート糖

---

---

(エ) 加工糖

氷砂糖、角砂糖、粉砂糖、顆粒糖、その他加工糖  
(オ) (ア)から(エ)までに掲げるもの以外の分蜜糖

(二) 含蜜糖

黒砂糖、かえで糖、その他含蜜糖

(三) 糖類

水あめ、ぶどう糖、異性化糖液、その他糖類

八 香辛料

ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン、クローブ、ナツメグ、サフラン、パプリカ、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、その他香辛料

九 はちみつ

---

---

粗製はちみつ、精製はちみつ、ロイヤルゼリー、その他はちみつ

十 うま味調味料

グルタミン酸ソーダ、核酸系調味料、複合うま味調味料、その他うま味調味料

十一 香り付け調味料

十二 調味料関連製品

風味調味料、カレールウ、麺類等用つゆ、焼肉等のたれ、その他調味料関連製品

十三 スープ

(一) 乾燥スープ

コンソメ、ポタージュ、その他乾燥スープ

(二) 乾燥スープ以外のスープ

---

	<p>第二十八類 食用油脂類</p>
<p>野菜スープ、コンソメ、ポタージュ、その他乾燥スープ以外のスープ</p> <p>十四 第一号から前号までに掲げるもの以外の調味料又はスープ</p>	<p>一 食用植物油脂</p> <p>(一) 不乾性油脂 オリーブ油、落花生油、パーム油、つばき油、その他不乾性油脂</p> <p>(二) 半乾性油脂 とうもろこし油、ごま油、菜種油、その他半乾性油脂</p> <p>脂</p> <p>(三) 乾性油脂 えごま油、その他乾性油脂</p>



<p>第二十九類 調理食品類</p>	<p>(四) 混合植物油脂 精製油、サラダ油、その他混合植物油脂</p> <p>(五) (一)から(四)までに掲げるもの以外の食用植物油脂</p> <p>二 食用動物油脂 豚脂、精製ラード、牛脂、魚油、その他食用動物油脂</p> <p>三 食用加工油脂 ショートニング、マーガリン（ファットスプレッドを含む。）</p> <p>四 前三号に掲げるもの以外の食用油脂</p> <p>一 調理冷凍食品</p> <p>(一) フライ類及び揚物類 水産物フライ類、コロッケ類、ステイック類、カツ類、その他フライ類及び揚物類</p>
--------------------	--

- 
- (二) ハンバーグ及びミートボール類
- (三) シュウマイ及び餃子類
- シュウマイ、餃子、春巻、ワンタン、その他シュウマイ及び餃子類
- (四) 肉及び卵の調製品
- 茶碗蒸し、卵焼き、カレー、オムレツ、ロールキャベツ、その他肉及び卵の調製品
- (五) 米飯類
- 白飯、その他米飯類
- (六) めん類
- (七) ベーカリー製品及び菓子類
- パン生地、ピザパイ、その他パイ類、まんじゅう、プリン、ケーキ、その他ベーカリー製品及び菓子類
-

- 
- (八) (一)から(七)までに掲げるもの以外の調理冷凍食品
- 蒲焼き類、シチュー類、グラタン、スープ類、ソース類、その他(一)から(七)までに掲げるもの以外の調理冷凍食品
- 二 チルド食品
- ハンバーグ、ミートボール、餃子、シュウマイ、春巻き、その他チルド食品
- 三 レトルトパウチ食品
- (一) カレー及びハヤシ
- (二) パスタソース
- (三) マーボー料理のもと
- (四) 混ぜご飯のもと類及び丼もののもと
- (五) シチュー
-

- 
- (六) スープ
- (七) 米飯類
- (八) 食肉調理品
- (九) 食肉味付、食肉油漬  
水産調理食品
- (十) 魚肉味付、魚肉油漬
- 品
- 四 前三号に掲げるもの以外の調理食品
- (一) 煮物類
- 煮魚、煮豆、甘露煮、おでん、カレー、シチュー、  
ロールキャベツ、その他煮物類
- (二) 焼き物類
-

- 
- (三) 焼肉、焼豚、焼鳥、玉子焼き、オムレツ、うなぎ蒲焼き、グラタン、ハンバーグ、その他焼き物類  
炒め物類
- (四) 野菜炒め、きんぴら、焼きそば、その他炒め物類  
揚げ物類  
コロッケ、とんかつ、天ぷら、唐揚げ、魚フライ、串揚げ、春巻き、その他揚げ物類
- (五) 蒸し物類  
餃子、シウマイ、茶碗蒸し、その他蒸し物類
- (六) 和え物類  
野菜サラダ、ポテトサラダ、マカロニサラダ、酢の物、マリネ、その他和え物類
- (七) 米飯類
-

	<p>第三十類 菓子類</p>
<p>弁当、おにぎり、寿司、白飯、赤飯、ピラフ、チャ ーハン、サンドイッチ、ハンバーガー、スパゲツテイ 、お好み焼き、肉まん、あんまん、その他米飯類 (八) (一)から(七)までに掲げるもの以外の調理食品(前三号 に掲げるものを除く。)</p>	<p>一 ビスケット類 ビスケット、クッキー、クラッカー、パイ、乾パン、 その他ビスケット類</p> <p>二 焼き菓子 せんべい(米菓を除く。)、その他焼き菓子</p> <p>三 米菓 あられ、せんべい、その他米菓</p> <p>四 油菓子</p>

---

かりんとう、その他油菓子

五 和生菓子

(一) 流しもの

ようかん、その他流しもの

(二) 蒸しもの

まんじゅう、その他蒸しもの

(三) 餅もの

だいふく餅、その他餅もの

(四) 生もの

練りきり、もなか、その他生もの

(五) 焼きもの

どらやき、その他焼きもの

(六) (一)から(五)までに掲げるもの以外の和生菓子

---

---

六 洋生菓子

パイ類、ケーキ類、かすてら、シュー菓子類、プリン及びゼリー類、その他洋生菓子

七 半生菓子類

八 和干菓子

打ちもの、おこし、その他和干菓子

九 キャンデー類

キャラメル、ヌガー、ドロップ、引きあめ、生地あめ、清涼菓子、その他キャンデー類

十 チョコレート類

板もの、センターもの、その他チョコレート類

十一 チューインガム

板ガム、風船ガム、糖衣ガム、その他チューインガム

---



	<p>第三十一類 その他食品類</p>
<p>十二 砂糖漬菓子 甘納豆、その他砂糖漬菓子</p> <p>十三 スナック菓子 コーン系スナック菓子、小麦粉系スナック菓子、ポテト系スナック菓子、その他スナック菓子</p> <p>十四 冷菓 シャーベット、その他冷菓</p> <p>十五 第一号から前号までに掲げるもの以外の菓子類</p> <p>一 イースト及びふくらし粉 パン用イースト、醸造用イースト、ふくらし粉、その他イースト及びふくらし粉</p> <p>二 植物性たん白及び調味植物性たん白 粉末状植物性たん白、ペースト状植物性たん白、粒状</p>	

	<p>第三十二類 酒類以外の飲料等類</p>
<p>植物性たん白、繊維状植物性たん白</p> <p>三 芳香シロップ抽出品、濃縮品、ペースト及び粉末</p> <p>四 前三号に掲げるもの以外のその他食料品</p> <p>ベーキングパウダー、酵母、こうじ、その他前三号に掲げるもの以外のその他食料品（前二類に属するものを除く。）</p>	<p>一 飲料水</p> <p>    鉱水、その他飲料水</p> <p>二 清涼飲料</p> <p>    (一) 発泡性飲料</p> <p>        炭酸水（砂糖、その他調味料及び香料を加えないもの）、コーラ炭酸飲料、透明炭酸飲料、果汁入り炭酸飲料、果実着色炭酸飲料、乳類入り炭酸飲料、その他</p>

---

発泡性飲料

(二) 非発泡性飲料（薄めて飲用されるものを含む。）

(ア) 果実飲料

天然果汁、果汁飲料、果肉飲料、果汁入り清涼飲

料

(イ) 果粒入り果実飲料

(ウ) 着香飲料

(エ) 着香シロップ

(オ) 牛乳又は乳製品から造られた酸性飲料

(カ) コーヒー飲料

挽きコーヒー、その他コーヒー製品

(キ) 茶系飲料

緑茶飲料、紅茶、ウーロン茶

---

---

(ク) 豆乳類

豆乳、調製豆乳、豆乳飲料

(ケ) 野菜飲料

(コ) ココア飲料

(サ) (ア)から(コ)までに掲げるもの以外の非発泡性飲料（薄めて飲用されるものを含む。）

三 粉末飲料等

茶葉（生のものを除く。）、コーヒー豆（生のものを除く。）、ココア粉、インスタント飲料、その他粉末飲料等

四 氷

人造氷、天然氷

五 第一号から前号までに掲げるもの以外の飲料等（酒類

---

第三十三類 観賞用の植物類

を除く。)

一 鉢物

(一) 一、二年草

あさがお、かすみそう、コスモス、サルビア、デー  
ジー、パンジー、ペチュニア、その他一、二年草

(二) 多年草

あざみ、かすみそう、カーネーション、ガーベラ、  
ききょう、きく類、芝桜、すいれん、すずらん、ポイ  
ンセチア、らん類、りんどう、その他多年草

(三) 多肉、サボテン類

アロエ、ジゴカクタス、その他多肉、サボテン類

(四) 落葉樹

あじさい類、いちよう、かえで、ざくろ、ばら類、

---

ぼたん、むくげ、その他落葉樹

(五) 常緑樹

さざんか、しゃくなげ、そてつ、つばき類、ふよう  
、まつ類、その他常緑樹

(六) 球根

アイリス類、クロッカス、シクラメン、すいせん、  
ダリア、チューリップ、ゆり、その他球根類

二 切花及び切枝

切花（切葉を含む。）、切枝

三 花木

(一) 針葉樹

あかまつ、あすなる、くろまつ、ひむろ、その他針

葉樹

---

- 
- (二) 常緑広葉樹  
うばめがし、さざんか、しらかし、つばき、その他  
常緑広葉樹
- (三) 落葉広葉樹  
いちよう、うめ、けやき、しらかば、はなみずき、  
やなぎ類、その他落葉広葉樹
- (四) 常緑株もの  
あすなろ、うばめがし、しゃくなげ、つげ類、その  
他常緑株もの
- (五) 落葉株もの  
あじさい、やまぶき、ライラック、その他落葉株もの
- (六) 生垣用樹
-

<p>第三十四類 立木竹並びに木材及び竹材 類</p>	
<p>一 立木 二 立竹 三 丸太、そま角、その他木材の素材 四 木材の製材 五 木材の単板</p>	<p>いぬつげ、さんごじゅ、につこうひば、その他生垣用樹</p> <p>(七) 玉物用樹</p> <p>さつき、つつじ類、その他玉物用樹</p> <p>(八) (一)から(七)までに掲げるもの以外の花木</p> <p>そてつ、ささ類、その他(一)から(七)までに掲げるもの以外の花木</p> <p>四 前三号に掲げるもの以外の観賞用の植物</p>



<p>第三十六類 真珠類</p>	<p>第三十五類 観賞用の魚類</p>	
<p>真珠</p>	<p>四 前三号に掲げるもの以外の観賞用の魚</p> <p>三 熱帯魚</p> <p>ひごい、さらさ、三色、その他錦鯉</p> <p>二 錦鯉</p> <p>ん、きやりこ、その他金魚</p> <p>一 金魚</p> <p>ひぶな、わきん、りゅうきん、しゅぶんきん、でめき</p>	<p>十 第三号から前号までに掲げるもの以外の木材又は竹材</p> <p>九 竹材の基礎資材</p> <p>八 竹材の素材</p> <p>七 改良木材、集成材、積層材及びパーティクルボード</p> <p>六 木材の合板</p>

一 植物性製造飼料

(一) 穀類

米、えん麦、とうもろこし、カツサバ、その他穀類

(二) ぬか類

裸麦ぬか、米ぬか、ホミニーフイード、その他ぬか

類

(三) 植物性油かす類

大豆油かす、綿実油かす、ひまわり油かす、菜種油かす、やし油かす、パーム油かす、その他植物性油か

す類

(四) 醸造及び蒸留副産物

しょうゆかす、焼酎かす、その他醸造及び蒸留副産

物

---

(五) でん粉製造副産物

グルテンフィード、グルテンミール、かんしよでん粉かす、その他でん粉製造副産物

(六) 製糖副産物

糖蜜、ビートパルプ、バガス、その他製糖副産物

(七) (一)から(六)までに掲げるもの以外の製造副産物

とうふかす、果汁かす、酵母類、その他(一)から(六)

までに掲げるもの以外の製造副産物

(八) 乾草類

ルーサン（アルファアルファ）ミール及びペレット、

ヘイキューブ、稲わら、乾草

(九) (一)から(八)までに掲げるもの以外の植物性製造飼料

二 動物性製造飼料

---

- 
- (一) と場副産物
- 血粉、肉粉、骨粉、肉骨粉、フェザーミール、飼料用動物性油脂、その他と場副産物
- (二) 製糸副産物
- 蚕蛹、蚕蛹油かす、蚕蛹粉末
- (三) 魚介類製造飼料
- 魚かす、魚粉、えび粉末、おきあみ粉末、貝殻粉末、フィッシュソリユブル、その他魚介類製造飼料
- (四) 乳質飼料
- 脱脂粉乳、ホエイパウダー、その他乳質飼料
- (五) (一)から(四)までに掲げるもの以外の動物性製造飼料
- 三 配合、混合飼料
- (一) 配合飼料
-

<p>第三十九類 精油類</p>	<p>第三十八類 漆類</p>	
<p>物性精油</p> <p>、ベチバー油、ラベンダー油、ローズマリー油、その他植</p> <p>ガモット油、レモン油、バニラ油、シナモン油、ひのき油</p> <p>ジャスミン油、はっか油、ユーカリ油、オレンジ油、ベル</p>	<p>生漆、精製漆、その他漆</p>	<p>四 前三号に掲げるもの以外の飼料</p> <p>(五) (一)から(四)までに掲げるもの以外の配合、混合飼料</p> <p>(四) 観賞魚用飼料</p> <p>(三) 愛がん動物飼料（調整されたもの）</p> <p>(二) 混合飼料</p> <p>魚粉二種混合飼料、圧べん混合飼料、フィッシュソ</p> <p>リュブル吸着飼料、糖蜜吸着飼料、植物性たん白質混</p> <p>合飼料、動植物性たん白質混合飼料、その他混合飼料</p>

第四十類 木炭類	白炭、黒炭、粉炭、その他木炭
第四十一類 畳表類	いぐさ畳表、七島い畳表
第四十二類 生糸類	家蚕の生糸、野蚕の生糸

附 則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。